

都道府県・政令指定都市名	45 宮崎県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	総合政策部生活・協働・男女参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 3 人、兼任 3 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	宮崎県男女共同参画推進会議	
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	2000年4月1日	根拠: 宮崎県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	宮崎県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2003年10月1日
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月	
名 称	第4次みやざき男女共同参画プラン	
改定・見直しの予定時期	2027年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	宮崎県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2003年3月12日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2003年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	2012年3月29日
	改 正 内 容	審議会の庶務を処理する部の名称の変更に伴う改正(2004年3月26日及び2008年3月26日の改正内容も同様)
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	2023年3月31日
目 標 値	(西暦)	2026 年度まで	50 %		
根 拠	第4次みやざき男女共同参画プラン				
目標設定の対象である審議会等の範囲	審議会及び私的諮問機関で次に掲げるものを除く。(設置が単年度限りのもの・県職員のみで構成され内容が連絡調整会的なもの・内容が業務連絡的なもの・施策的判断を要するものが極めて狭く、かつ、専門的分野での事業認定、選考等を目的とするもの)				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 85 )うち女性委員を含む審議会等数( 84 )		
			延総委員等数( 1,308 )延女性委員等数( 574 )	女性比率( 43.9 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 70 )うち女性委員を含む審議会等数( 69 )		
			延総委員等数( 1,017 )延女性委員等数( 394 )	女性比率( 38.7 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 36 )うち女性委員を含む審議会等数( 35 )		
			延総委員等数( 610 )延女性委員等数( 215 )	女性比率( 35.2 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 6 )		
			延総委員等数( 67 )延女性委員等数( 10 )	女性比率( 14.9 )	
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	236 人	( 2007 年 10 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	[ ]		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
		管理職総数			女性管理職の内訳								
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	235	15	6.4	20	1	5.0	41	1	2.4	174	13	7.5
	うち一般行政職	166	13	7.8	16	1	6.3	33	1	3.0	117	11	9.4
支庁・地方事務所等	計	245	26	10.6	7	0	0.0	48	1	2.1	190	25	13.2
	うち一般行政職	143	12	8.4	4	0	0.0	32	1	3.1	107	11	10.3
全体	計	480	41	8.5	27	1	3.7	89	2	2.2	364	38	10.4
	うち一般行政職	309	25	8.1	20	1	5.0	65	2	3.1	224	22	9.8
再掲	警察関係	99	2	2.0	1	0	0.0	12	0	0.0	86	2	2.3
	教育委員会	30	4	13.3	4	0	0.0	3	0	0.0	23	4	17.4

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	333	34	10.2	570
	うち一般行政職	200	30	15.0	347	72	20.7
支庁・地方事務所等	計	468	79	16.9	764	189	24.7
	うち一般行政職	210	30	14.3	347	96	27.7
全体	計	801	113	14.1	1334	284	21.3
	うち一般行政職	410	60	14.6	694	168	24.2
再掲	警察関係	247	23	9.3	556	49	8.8
	教育委員会	47	7	14.9	75	18	24.0

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	31	2	6.5	42	6	14.3	58	11	19.0
	うち一般行政職	25	1	4.0	38	6	15.8	54	9	16.7
支庁・地方事務所等	計	63	12	19.0	87	14	16.1	168	41	24.4
	うち一般行政職	41	7	17.1	40	3	7.5	99	21	21.2
全体	計	94	14	14.9	129	20	15.5	226	52	23.0
	うち一般行政職	66	8	12.1	78	9	11.5	153	30	19.6
再掲	警察関係	18	2	11.1	28	3	10.7	47	4	8.5
	教育委員会	4	1	25.0	7	1	14.3	17	4	23.5

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎		○	○	表彰、各種資格
課長補佐相当職	○		○			○	◎		○	○	表彰、各種資格
係長相当職	○		○			○	◎		○	○	表彰、各種資格

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,187	136	11.5
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	428	194	45.3
うち上級	259	90	34.7
うち一般行政職	177	64	36.2
うち上級	133	47	35.3
うち警察関係	68	25	36.8
うち上級	30	11	36.7

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p>
---	--

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	①宮崎県職員旧姓使用取扱要綱 ②県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱 ③宮崎県警察職員の旧姓使用取扱要領の制定について(例規通達)
該当部分の条文(本文)	<p>①(知事部局、病院局は運用) 第2条 職員は、知事の承認を受けて、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等(別表に掲げるものを除く。)に、旧姓を使用することができる。 別表(第2条関係)旧姓を使用することができない文書等(基準) ・職員の身分に係るもの(例)辞令、履歴書、宣誓書、辞職願等 ・職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの…(例)県に対する債権(給与、旅費等)及び債務(職員宿舍入居料等)に係る文書等、共済組合・職員互助会に係る文書等 ・公権力の行使に係るもの…(例)建築確認、立入検査、徴税等法令に基づく行政処分に係る文書(差押調書等)等 ・システム上旧姓を使用することができないもの…(例)人給オンラインシステムなどの、現姓の登録が必要なシステムによって作成される文書等</p> <p>②(教育委員会) 第2条 職員は、教育長の承認を受けて、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものを除く文書等に旧姓を使用することができる。 ※別表は①に同じ</p> <p>③(警察) 第2 旧姓使用の対象 旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外とする。 1 給与の事務に関する文書 2 源泉所得税の事務に関する文書 3 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書 4 児童手当の申請に関する文書 5 共済組合に関する申請書等 6 国際警察緊急援助隊に関する文書 7 旧姓使用によって、法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等を所轄する所属長等から申請を受け、警務部長が、旧姓使用の対象から除外したもの</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2: その他(西暦)
---------	-------------	------------

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数		うち管理 職数(人)	うち女性数	
	(人)	(%)		(人)	(%)
31	4	12.9	3	1	33.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	宮崎県男女共同参画センター		愛称・通称	
設置年月日(西暦)	2001年9月4日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 880-0804 住 所: 宮崎県宮崎市宮田町3番46号 県庁9号館1階 電話番号: 0985-32-7591 FAX番号: 0985-60-1833 ホームページ: https://www.mdanjo.or.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ) ○ 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名: ) ○ 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構 ) その他( )			
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の 定めがない 職員) 8 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の 定めがある 職員) 2 人	予算額	2023年度 39,245 千円
主な事業  男女共同参画・女性に関するもの  ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項: 広報誌プリリアントの発行(3回) ) ○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画週間講座、男女共同参画基礎・実践講座ほか ) ○ 3. 相談事業(主な事項: 総合相談(電話・面接・メール)、専門相談(法律・ことごとからだ、面接)、女性の活躍相談(電話・面接) ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: ホームページ、図書・DVDの閲覧・貸出、各種資料の収集・整理 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項: ) ○ 6. 交流促進(主な事項: 活動グループ登録の促進、登録グループの交流促進 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 企業向け出前セミナー、講師派遣事業 ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ) ○ 9. 調査研究(主な事項: ) ○ 10. その他(主な事項: )			

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容  ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 ( 内容: )				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 ○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 ( 名称 : 概要 : 7. その他 ( 内容: )	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 ( 内容: (知事部局)自治大学校が主催する女性職員を対象とした研修に女性を派遣、(病院局)研修等への参加者については、男女問わず広く募集しており、希望者に参加してもらっている (警察)女性職員の登用及び個々に応じた働き方の実現に向けて「女性警察官意見交換会」を実施している )
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: 事項, 2022年度予算(千円), 2023年度予算(千円), 備考. Rows include 関係予算総額(施設整備費を除く), 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合, 男女共同参画・女性のための施設整備費.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

Table with 2 columns: 項目の設定, 項目の設定. Rows include 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定, 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定, 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定, その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。), (1)指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達, (2)清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定, (3)指定管理者公募選定における評価項目の設定, (4)プロポーザル方式における評価項目の設定, (5)その他(内容:).

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: 問14-1, 問14-2, 問14-3, 問14-4. Rows include ①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得, ②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象), ③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象), ④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得, ⑤役員に占める女性割合に関する項目, ⑥管理職に占める女性割合に関する項目, ⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等), ⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等), ⑨ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組, ⑩短時間正社員制度の導入, ⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組, ⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く), ⑬その他.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: 企業の登録・認定・認証制度, 企業の表彰制度. Rows include 企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無), 1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得, 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象), 3 役員に占める女性割合に関する項目, 4 管理職に占める女性割合に関する項目, 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組, 6 その他「登用促進等」に関する項目, 7 仕事と育児・介護を両立するための取組, 8 ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組, 9 短時間正社員制度の導入, 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組, 11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く), 12 その他.

Table with 2 columns: 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称, 「企業の表彰制度」の具体的な名称. Rows include 仕事と生活の両立応援宣言登録事業 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度(2,7,8,10), 未来みやざき子育て表彰「企業の部」(12).

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: 1 ある, 2 現在はないが、今後検討する. Includes a note: 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称, みやざき女性の活躍推進会議, 上記以外の具体的な名称.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: 問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表, 問17-1 公表周期. Includes a note: 1. 有 2. 無, 問17-1 名称 宮崎県男女共同参画の現状と施策, 1. 定期 2. 不定期, 1 定期的場合 1 年毎, 〇 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室), 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室), 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者, 4. その他 ( ).

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画週間 ・ 女性に対する暴力をなくす運動	各種広報媒体による広報、パネル展 各種広報媒体による広報、パネル展、パープルライトアップ		6月 11月
2. 表彰 ・ 宮崎県男女共同参画功労賞表彰 ・ 宮崎県女性のチャレンジ賞表彰	知事表彰 知事表彰		12月 12月
3. 講座 ・			
4. 相談事業 ・ 性暴力被害者支援センター運営	性暴力被害者への総合的支援を可能な限り1カ所で受けられるセンターを運営		通年
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 宮崎県男女共同参画センター管理運営委託 ・ 女性の活躍サポート事業委託  ・ 企業のネットワーク構築支援	指定管理者制度に基づいた施設の管理運営 県内の様々な分野で活躍する女性をロールモデルとしてホームページで紹介、メンター派遣、女性の活躍応援講座の実施、女性のつながりに関する相談窓口の設置 企業、関係団体、行政が一体となって設立した「みやざき女性の活躍推進会議」が主体となって、企業の求める研修会等を開催する。		通年 通年 9月、10月、11月、12月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	宮崎県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規 則 名	宮崎県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条(出産又は欠席の届出)抜粋 2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	4	
育児	1	
家族の看護	4	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	
	やむを得ない事由(これまで事例なし。適宜、欠席事由に該当するか、議長において判断することとなる。)	

議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )	
規則名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規則名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること 男女共同参画週間の6月において、広報啓発のためのパネル展を実施したが、その中で内閣府公表の「女性の政治参画マップ2022」や「政治分野におけるハラスメント防止研修教材(パンフレット)」を掲示して啓発を行った。		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ( )
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ( 2023年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年1月21日	~	2027年1月20日
副知事				2 人	(女性 0 人、	男性 2 人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	55	9	16.4		
	都道府県防災会議(委員のみ)	54	9	16.7		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	4	2	50.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者		22	3	13.6		
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	4	80.0			
2	国土利用計画地方審議会	16	7	43.8		
3	土地利用審査会	6	3	50.0		
4	都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	22	11	50.0		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	19	7	36.8		
7	精神医療審査会	24	2	8.3		
8	都道府県生活衛生適正化審議会				随時	
9	都道府県医療審議会	18	6	33.3		
10	准看護師試験委員会	9	5	55.6		
11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0		
12	地方社会福祉審議会	20	10	50.0		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	3	27.3		
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
16	都道府県農業共済保険審査会				休止	
17	都道府県森林審議会	14	5	35.7		
18	都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0		
19	建築審査会	7	3	42.9		
20	都道府県建築士審査会	6	3	50.0		
21	都道府県都市計画審議会	16	5	31.3		
22	開発審査会	7	4	57.1		
23	私立学校審議会	12	6	50.0		
24	石油コンビナート等防災本部				設置無し	
25	公害健康被害認定審査会	12	1	8.3		
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				設置無し	
27	都道府県児童福祉審議会				設置無し	
28	地方港湾審議会	18	7	38.9		
29	土地区画整理審議会				設置無し	
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
31	介護保険審査会	21	7	33.3		
32	都道府県固定資産評価審議会				随時	
33	感染症の診査に関する協議会	18	5	27.8		
34	警察署協議会	103	53	51.5		
35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	4	66.7		
37	都道府県国民保護協議会	44	3	6.8		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0		
39	市街地再開発審査会				設置無し	
40	都道府県職員委員会				設置無し	
41	自然再生協議会				設置無し	
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3		
44	留置施設視察委員会				設置無し	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				設置無し	
46	指定難病審査会	12	1	8.3		
47	小児慢性特定疾病審査会	4	1	25.0		
48	行政不服審査会	3	2	66.7		
49	地域医療対策協議会				設置無し	
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				設置無し	
51						
52						
53						
54						
合 計		610	215	35.2		
女性委員0の審議会数		1				

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	
	合 計	67	10	14.9	
	女性委員0の委員会数	3			